

平成26年第10回

荒川区教育委員会定例会

平成26年5月23日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第10回定例会

1 日 時	平成26年5月23日	午後3時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 教 育 長	高 野 照 夫 小 林 敦 子 青 山 侖 高 梨 博 和
4 欠席委員	委 員	坂 田 一 郎
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 文 化 交 流 推 進 課 長 生 涯 学 習 課 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	五 味 智 子 丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 小 山 勉 佐 藤 泰 祥 北 村 美 紀 子 小 堀 明 美 駒 崎 彰 一 大 谷 実 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第23号 平成27年度使用小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委

嘱及び選定調査会への調査依頼項目について

議案第24号 荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 平成26年度荒川区立小中学校におけるタブレットPCの導入について

イ 小中学校PC教室のPCの今後の扱いについて

ウ 平成26年度荒川区文化財保護審議会への諮問について(報告)

エ 「荒川区芸術文化振興プラン(改定版)」の策定について

(3) その他

委員長 ただいまから荒川区教育委員会第10回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。

本日、4名出席でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び高梨教育長にお願いいたします。

まず教育長、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

教育長 本日は教育委員会、時間を変更しての開催ということで、どうもありがとうございます。

本日、審議事項2件、報告事項4件となっております。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。2月14日に開かれました第3回定例会及び2月28日に開かれました第4回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配布し、確認等していただきました。きょう特に委員から御意見がなければ承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは承認いたします。

また3月14日開催の第5回定例会及び3月28日開催の第6回定例会の会議録が机上にございます。定例会で承認につきましてお諮りしたいと思いますので、次回までに確認し、何かお気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして進めさせていただきます。

本日は審議事項が2件、報告事項が4件でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、議案の審議を行います。議案の審議を行う前に、皆様にお諮りいたします。議案第23号「平成27年度使用小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱及び選定調査会への調査依頼項目について」ですが、本件につきましては教科用図書採択の公正を確保する必要があるため、会議規則第12条及び荒川区立学校教科用図書採択要綱第7条によりまして会議を非公開とし、会議録及び資料については8月末まで時限秘としたいと思っておりますが、その点は異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第23号につきましては、会議を非公開とし、会議録及び資料について8月末まで時限秘といたします。

それでは、議案第23号「平成27年度使用小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の

委員の委嘱及び選定調査会への調査依頼項目について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 議案第23号について御説明申し上げます。「平成27年度使用小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱及び選定調査会への調査依頼項目について」でございます。

提案理由でございますが、平成27年度使用小学校教科用図書の採択にむけ、教科用図書の調査研究にあたる選定委員会の委員を報告するとともに、選定調査会への調査を依頼する項目を提案するものでございます。

内容につきまして、1、選定調査会委員の報告についてでございますが、別紙「平成27年度使用小学校教科用図書選定調査会委員一覧表」を御提案させていただきます。

選定調査会委員は学識経験者2名、地域関係者2名、保護者2名、学校関係者2名の8名でございます。教科書作成等にかかわっていない方をお願いしております。

内容の2、調査依頼項目についてでございますが、以下の5項目について調査を依頼するものでございます。1の内容に関しましては、特色、量について、内容構成のバランスについてでございます。

2の表現につきましては、表記、表現について、挿絵、図、グラフ、写真等の資料についてでございます。

3の単元構成でございますが、内容の配列について、習得・活用のバランスについてでございます。

4の使用上の便宜でございますが、印刷製本等について、特別支援教育への配慮についてでございます。

5の地域性でございますが、荒川区に関係した内容についてでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。第1に、今、御提案がございましたように、平成27年度使用小学校教科用図書選定調査会委員の一覧があります。8名の方が列記をされております。

第2は、本区の小学校用教科書を選ぶに当たったの調査依頼項目について、この表に書かれていますように内容、表現、単元構成、使用上の便宜、地域性についてとなっております。

どなたか御説明に質問はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 ありがとうございます。

では、この件につきまして質疑を終了いたします。

議案第23号について、意見はありませんでしょうか。

青山委員 この調査項目については異議ないのですが、地域性の荒川区に関係した内容という

のは、特段に荒川区という名前が出てくるかどうかということではなくて、荒川区のように人口密度が高くて、密集住宅地を持っていて、ゼロメートル地帯を持っていて、町工場とか伝統工芸が盛んで、商店街も栄えている商店街があって、近年マンションも増えているし、それから従来からの住宅地もあれば、汐入のような新しいまちもあるという、この荒川区のまちの特性に合った記述というか、そういう特性のあるまちに関連した記述があるかどうか、多少広げて解釈していいのだと思います。今、私が言ったことは文章にしてしまうときつくなるので、この調査依頼項目自体はこのままでいいと思うのですけれども、そういう解釈でよろしくお願ひしたいと思います。

教育長 はい。

委員長 ありがとうございます。

小林委員 そうですね、荒川区の特色として多様性といったものがあるかと思ひますので、そういうものを少し考慮に入れていただけるといいと思ひます。

委員長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

では、討論を終了いたします。

議案第23号について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第23号「平成27年度使用小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱及び選定調査会への調査依頼項目について」は、原案のとおりと決定いたしました。

では、次に進ませていただきます。議案第24号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。議案第24号について御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは議案第24号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明いたします。

提案理由でございます。文化財保護審議会の郷土史・工芸技術分野について、委員1名を委嘱するものでございます。

委嘱者でございますが、石塚昭一郎、住所は荒川区南千住5-3-12、役職等でございますが、荒川区指定無形文化財（工芸技術・裁鋏）保持者、東京都伝統工芸士、元荒川区伝統工芸技術保存会会長。年齢でございますが、平成26年4月1日現在79歳。再任ということでございます。任期でございますが、平成26年6月13日から平成28年6月12日までの2年間でございます。

委嘱後の文化財保護審議会委員の構成でございますが、下記の8名でございます。7名の

委員の任期につきましては25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。ただいま生涯学習課長から御説明がございました。文化財保護審議会委員についての委嘱でございます。御意見ございますでしょうか。御質問がありましたらお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 小林委員、ございますでしょうか。

小林委員 ありません。

委員長 高梨委員。

教育長 ありません。

委員長 ほかにございませんか。

教育長 石塚会長さんについては、私ども会長さんと申し上げてしまうのですけれども、伝統工芸と申しますか、裁縫の職人さんであります。また南千住に長いことお住まいで、郷土の歴史とか、子どもたちへの青少年教育にも大変造詣が深く、御支援いただいている方ですので、荒川区の文化財保護、そしてまた文化財を子どもたちにお伝えいただく、そういった委員さんとして大変ふさわしい方ではないかと思ます。

委員長 追加の御説明、ありがとうございます。

青山委員 民生委員、児童委員の東京都の会長をなさっていて、大変お世話になりました。

委員長 では、御質問がなければ質疑を終了いたします。

議案第24号について御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 討論を終了いたします。

議案第24号について異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第24号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

次に、報告事項に移ります。

初めに、「平成26年度荒川区立小中学校におけるタブレットPCの導入について」、御説明をお願いたします。

学務課長 説明いたします。「平成26年度荒川区立小中学校におけるタブレットPCの導入

について」の御報告でございます。資料に沿って御説明をさせていただきます。

本事業、委託にて行います。1番でございます、業務内容でございますが、荒川区立小中学校30校で利用するタブレットPCに関する物品調達、利用環境の設計・構築及び運用支援でございます。

全34校のうち4校につきましては、モデル事業ということで既にタブレットPC導入済みでございますので、26年度は残る30校について配備し、全小中学校へのタブレットPCの導入を完了するものでございます。

履行期間でございますが、平成26年5月から平成31年7月、63カ月を予定してございます。

主な機器といたしまして、タブレットPC約9,000台と充電保管庫500台ほか等々の関連機器を導入いたします。

委託事業の候補者として、プロポーザルにて選定をいたしました候補事業者でございますが、東京都江東区にございます株式会社内田洋行でございます。

金額は5カ年の契約でございますが、全体をモデル校も入れまして約32億円ということで見込んでございます。そのうち26年度につきましては当初予算見込額では約8.0億円という予算を組んでございましたが、プロポーザルでの金額提案の結果、約6.5億円を見込んでございます。27年度以降は毎年度、当初7.8億円という金額見込を行ってまいりましたが、これが約5.8億円ということで見込んでございます。この経費、モデル校4校の経費も含んでございます。

この事業者を選定した経緯について、その下で御説明いたします。

教育長を委員長とするタブレットPC導入検証等委員会におきまして、評価基準を決定し、提案書の評価、審査を行ってまいりました。

平成25年12月20日から、事業者の公募を開始いたしまして、26年1月8日の時点で締め切っております。参加申込事業者は10社ございました。その10社に対しまして、さらに企画提案書の提出を求めたところ、最終的に企画提案書を提出してきた事業者は2社ございました。残る8社は実際にタブレットPCの台数を確保することが現実的に不可能になったことや、ICT支援員という事業を支援する専門的な支援員の確保、これが難しいことを見込まれた等々の理由で8社につきましては辞退がありまして、最終的に企画提案書を提出された事業者は2社ございました。

この2社を対象に審査を行いました。1次審査は書類審査でございます。下の審査項目にありますとおり、1次審査としてはタブレットPC機器本体の性能ですとか、ソフトウェア、セキュリティに関すること、保守・サポート、それから先ほど申し上げました事業を支援する

ICT支援員という、これらに関することについて審査いたしました。

提案書類を各委員が審査いたしまして、その結果、平成26年2月24日の第5回委員会におきまして、1次審査の結果報告をしてございます。

その中で、2社とも1次審査の基準はクリアいたしまして、どちらの社も2次審査に進みました。

3月3日第6回委員会におきまして、2次審査、プレゼンテーション審査ということで、2事業者を対象にプレゼンテーションを求めまして、その内容を審査、最終的に候補者を決定してございます。

裏面に行ってくださいと、2社の点数表がございまして、株式会社内田洋行は全体で1万3,890点ということで、もう1社からかなり差をつけましたが、総得点を、最も高い得点でございまして。

委員の主な講評でございまして、その下の講評でございまして。株式会社内田洋行の提案は、国のモデル事業であるフューチャースクール推進事業等これまでの実績を踏まえた具体性のあるもので、質疑応答においても前向きな姿勢が感じられ、受注意欲も強く感じられた。その他、役割分担が明確で、経験者も確保し結集できるという点、それからこれは非常に重要なのですが、授業を構築する先生方を支援、サポート、助言するICT支援員、これにつきましても各校1名以上の人員を用意し、それからそのICT支援員を統括するコーディネーター等々の人員も置かれるなど、体制が十分である。金額についても内田洋行の方が安価な金額を提示したというものでございまして。

これらの結果、内田洋行を候補事業者として選定した次第でございまして。

なお4番でございまして。荒川区タブレットPC導入検証等委員会委員でございまして、委員長は教育長、副委員長は総務企画部長、その他外部委員である学識経験者を含めまして全体14名で審議を行って、その結果でございまして。

説明は以上でございまして。

委員長 ありがとうございます。荒川区立の小中学校30校にタブレットPCを9,131台、充電保管庫を523台、2社でこれを企画提案書を審査しましたところ、約27億1,600万円を提案した内田洋行が候補事業者となったという御報告でございまして。

どなたか御質問ございましてでしょうか。

教育長 委員長、もしよろしかったら、あわせてパソコン教室のパソコン、報告イの方をあわせて御説明させていただいた上で御質問、御意見をいただければと思います。

委員長 わかりました。では、次の項に移りまして、「小中学校PC教室のPCの今後の扱いについて」、御説明をお願いいたします。

学務課長 では、続きまして学務課長より御説明いたします。

「小中学校 P C 教室の P C の今後の扱いについて」、先ほどのタブレット導入事業と関連するものでございますので、あわせて御説明いたします。

本年度、全小中学校へのタブレット P C の導入に伴い、これまでの P C 教室の P C の今後の取り扱いについて報告するものでございます。

(1) として、現状でございますが、まず各小中学校には約 4 0 台、パソコン教室にパソコンを配備してございます。そのパソコンを使って子どもたちは情報教育、パソコンの授業をこれまで受けていたものでございます。これはリース契約により設置してございまして、全体を五つのグループに分けて、それぞれ 5 年間のリースを行ってございます。A グループから E グループまでございます。

その中で、今回先ほど御説明したとおりタブレット P C を本年秋、9 月をめどに全校に配備する予定でございます。タブレット P C が導入されますと、基本的に P C 教室の P C は使われないものと思います。

そのような中で、全てタブレットパソコンに移行し、パソコン関係の教育も行っていくということから、P C 教室の P C についてはタブレットが導入されるこの秋以降、事実上ほとんど使われない状態になるという問題がございます。

その中で資料にございますとおり、特に C グループ、D グループ、E グループにつきましては、タブレット P C 導入後もリース期間が残るという現状でございます。

(2) といたしまして、その部分についてこれまでタブレット導入経費がかかるにもかかわらず、この P C 教室の P C にかかるリース料をさらに払うということに対して、いわば二重にパソコン、P C 関係費に投資するのではないかというご指摘を特に議会等からもいただいているところでございます。

これまで平成 2 6 年の予算特別委員会で答弁はさせていただいているところでございますが、P C 教室に係る経費につきましては、(2) にございますとおり 2 6 年 4 月以降 E グループがリース期間を終了する 2 9 年 3 月までの間に約 1 億 6 , 8 0 0 万円と見込んでございます。その金額の中から 2 6 年 4 月から 8 月、いわゆるタブレットがまだ導入されていない期間、パソコン教室を通常どおり使用する期間のリース料に当たる金額約 4 , 2 0 0 万円を除いた残りの約 1 億 2 , 7 0 0 万円、この金額が 9 月以降に支払うリース額であるのですが、この金額はいわば二重投資ではないかという、そういう御批判をいただく対象の額でございます。事実上二重投資ということに対しまして、教育委員会事務局として検討を進めてまいりました。パソコンにつきましては、P C 教室から別の用途で何らかの活用が図れないかということで、他部署での活用についてまず検討いたしました。この P C 教室の P C

につきましては、ソフトのライセンスが教育用ということで、安価に入っている条件もありまして、教育ではない部署で使うには改めてのソフト購入が必要であるということや、移設の経費等もかかるということで、断念することとなりました。

そのような経過をたどりまして、最終的に教育委員会として考えてございますのが、2番の今後の取り扱いでございます。教育委員会といたしましては本年8月末タブレットの導入をもちまして、PC教室のPCにつきましては返却し、残るリース料については今年度中に繰り上げて支払うということを考えてございます。

それでタブレットPCにつきましては、先ほど御報告したとおり株式会社内田洋行が担うこととなったのですけれども、先ほどの御批判いただいている約1億2,700万円の今後支払うという点につきまして、そのような二重投資額をできる限り下げたいという点から、荒川区としてはPCを返却するのですが、何らかの形で他に有効活用とかできないかということで、内田洋行に相談をしていたところ、このタブレットPCはいったん荒川区からリース事業者である富士通リースに返却するのですが、それを内田洋行が買い取り、その関係で約5,000万円内田洋行の方で負担をしたいという申し出がございました。荒川区としてはそれをありがたくお受けすることとし、荒川区が契約している富士通リース株式会社から5,000万円減額した形で請求書をいただくということで考えてございます。PC返却後の教室につきましては、児童・生徒数増に伴う普通教室や習熟度別教室等に活用していきたいと考えてございます。

一番下にあります表は、今、申し上げた金額を表であらわしたもので、1億2,700万円というリース料に対し、5,000万円を減額した約7,700万円が今後の区の実質的な支払額となるという見込みでございます。

資料の説明は以上でございますけれども、おととい5月21日に文教・子育て支援委員会におきまして、この点につきまして御報告したところ、厳しい意見も含めて幾つかの意見をいただきましたので、ここであわせて御紹介をさせていただきます。

主な意見といたしまして、まず今回、内田洋行から5,000万円分の負担について協力が得られ、その結果リース料が実質的に減額となったこと自体は評価するという御意見をいただきました。ただ、やはりこの二重投資という点についての御批判を厳しくいただいたところでございます。タブレットPCを導入後も、既存のPC教室のPCのリース料が残ること自体について、区民からお預かりした貴重な税金をさらに7,700万円払うということに対して、非常に反省すべき点があるという点について、厳しく御指摘いただきました。あわせてその点について、教育委員会事務局として議会に十分な説明をしていなかった点についても、厳しい御指摘をいただいたところでございます。

その中で、今回タブレットPCの導入に関しては、先ほど金額、毎年度約5.8億円から約6.5億円のタブレットPCの支出をするということ、報告事項第1番目でも御説明いたしました。それに加えて今回のPC教室に関する7,700万円も合わせて実質的にタブレット導入経費となるのではないかと、つまりこれだけの経費を支出し、全校にタブレットPCを一斉に導入するのだから、荒川区の学校にタブレットPCを導入してよかったと言われるように、今後は全力で取り組むべきであるという御指摘もいただきました。

更に、その事業を成功させるためにも、教員の先生への研修、それからタブレットPC活用指針等の策定について、適切に行っていくようにとの御意見もいただきました。

そして本件につきましては、本日、この教育委員会の場で御報告をさせていただきましたが、本来であれば教育委員会にきちんと御報告して、その後、文教・子育て支援委員会に御報告すべきであるという点について御指摘いただきました。この点につきましては、日程の関係で教育委員会が後になってしまったことについて申し訳なく、おわび申し上げます。本件につきまして、先生方によろしく御審議いただけたら幸いです。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。パソコン教室で使っているパソコンを返却し、そのリース代という問題が出てきて、タブレットに変更することによって、リース代についての問題も起こったということです。さらにそれが二重投資という苦言があった。御質問がありましたらよろしくお願いたします。

青山委員 学校に置いてあるPCの型式などを教えてもらえますか。

学務課長 型式については、機種はいろいろございます。

青山委員 やっぱりいろいろあるのですか、学校によって違うのですね。

学務課長 基本的にはウィンドウズ7を配備したデスクトップ型のパソコンでございます。全体で約1,300台程度になってございます。

青山委員 もう一つ確認したいのですが、タブレットPCの方でエクセルとかワードとかはできるのですか。

学務課長 タブレットPCにつきましては、キーボードもついてございまして、ソフトもエクセル、ワード等、通常使うソフトは入っています。

青山委員 ということはタッチの触感が違うだけで、パソコンの機能は全てタブレットで果たせるということですね。

学務課長 そういうことでございます。

委員長 パソコン教室のスペースはどのくらい使っているのでしょうか。

教育施設課長 スペース的には、パソコン教室は大体90平米から100平米ぐらいが標準的

な広さでして、フリーアクセスといひまして、床が少し上がって、中はコードが張り巡らされている、そのような教室です。

教育長 学校によっては、学級増等で教室が足りなくなっている学校もありますので、そういった意味では今回タブレットが教室で使えるようになれば、パソコン教室を他の用途、クラス増への対応等にもできるということで期待している学校もございます。

委員長 もう一つ質問しますと、子どもたちが使えるようになるには、先生が子どもたちに指導できることが必要だと思います。そのための先生への指導や支援体制はどのようになっているのでしょうか。

学務課長 二つの要素がございまして、教員に対しては研修等で指導を行うとともに、先ほど御説明しましたICT支援員、いわゆる授業を構築する先生をサポートする専門的な知識を持った支援員を各校に1名、1年間なのですけれども配置いたします。最初の1年間で先生方に協力、サポートしまして、2年目から先生方が自分で使いこなせるように、そういう体制を組んでございます。

委員長 ほかに何か御意見ございますでしょうか。

青山委員 基本的にはタブレットとPCと微妙に違うといえば違うので、本来なら両方使うのが望ましいとは思いますが、一方で実際のPCのリース契約が更新時期が来るものとか、いろいろあるという状況の中で、タブレットに多額の経費をお願いしていると。しかもこのタブレットの導入をやはりモデル校で実施してみた結果、非常に効果が上がるということが期待されるので、したがってなるべく早く全校に設置したいということで、こういう計画になっているわけで、そうすると本当は両方欲しいのですけれども、PCのリース契約の更新については見合わせて、経費面でのバランスをとるとというのが、私はスマートな考え方ではないかと思えますけれども。

小林委員 このリース料に関して、教育委員会の議題として出たのは初めてでしたでしょうか。

学務課長 はい、タブレットPCについては、何度かこれまで御説明させていただきましたが、この点につきまして詳しく御説明したのは、きょうが初めてでございまして、本来、教育委員会にもきちんと従前から御説明すべきだった点についておわび申し上げます。

小林委員 そうですか。やはり議員さんの方からも意見が出ていたかと思うのですが、かなり大きな金額ですので、その点に関しては事前に説明があつてしかるべきだったと思えます。

私自身も恐らくこのリース料に関しましては、初めての説明ということで7,700万円というかなりの金額を二重に払う必要があるということで、若干驚いています。税金ですので、1円であっても大切に使う必要がございますので、その点は議員さんが指摘されるのももっともだと思います。

ただ、やはりタブレットを使って授業をするというのは、これからの教育の流れで、その意味では荒川区が先進的な取り組みを全国に先駆ける形でやっておりますので、それは産みの苦しみかなと思います。その意味では、タブレットを使っての授業の進め方、教育方法であるとか、教育内容の開発を積極的にして、タブレットを使っての教育を充実させることが、当面非常に重要です。その点ご指導、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。このツールを使うことで教育を効率よく、そして情報を広く共有化させる、そういうことに役立つと思います。その7,700万円のお金をうまくカバーしていただければいいと思います。

青山委員 PCのリースの方の話ですが、PC自体がウィンドウズ7で、比較的新しいバージョンを使っているということなのですから、今、売られている普通の卓上のPCというのは、指タッチできるのが普通なのですね。そういう意味ではもうタブレットとPCとは、7のときには予想されなかった状況になっている。今8のときには、ほとんどタブレットと融合してしまったという、そういう状況の変化もあると思うので、やむを得ないのではないかと思います。

小林委員 説明いただきたいのですが、このリース期間が5年というのは、これは通常5年なのですか。機種もどんどん変わりますよね。にもかかわらず5年間縛られるというのは普通なのでしょうか。

学務課長 リースにつきましては、結局、高額物品を購入する際に支払いを平準化するという一つの手段として、分割払いのようなものになります。

小林委員 そうですか。

学務課長 もしこれが1年、2年でとなると、その分、2倍、3倍の料金を、結局使い回しができないものですから、毎年度の支払い額がその分上がってしまう。そういうことで、区として負担できるレベルの金額を5年であればという、その辺の折り合いで大体5年ぐらい。特に病院等でも、高額医療機器についてはリースで行うケースが多いので、高額、特に機械系を入れる場合、よくこういう手段が使われると聞いています。

小林委員 そうですか。ありがとうございます。

委員長 きょうのNHKで、多摩市の小学校は1台5万円で導入するという話でした。

教育長 私も朝のニュースを見ましたけれども、あれは純粋にタブレットだけですね、キーボードは付いていないものでした。

委員長 荒川区が導入したのが、タブレットにキーボードがプラスされていますから両方できますね。

教育長 結局ワードとエクセル、パワーポイントが高いのです。タブレット自体はアンドロイ

ドだったら、5万とか、場合によってはもっと安く提供できるのですけれども、それで文章をつくらせたり、パワーポイントもできるようにさせたりすると、やっぱり10万円以上かかってしまいます。

学務課長 あとあわせて、電子黒板と接続をする無線LANの構築ですとか、あとICT支援員の人件費、これらが結構かかりまして、タブレット機種自体はそれほど高額にはなっていないのですが、やはり学校での授業を展開するとなると、関連する経費が結構出るので、先ほどの27億円というかなり高額な金額になっております。

委員長 ランニングコストがかかるということですね。

小林委員 これは予算見込みが7.8億円だったのですが、それに対して5.8億円と内田洋行がかなり値段を下げていらっしゃいます。これは自信を持ってということなのですか。

学務課長 詳細はわかりかねますが、内田洋行としてはやはり荒川区、この大きな規模の事業を受注したいという意欲、これがあつたものと、あと価格については全体の規模で安価な調達に向けての取り組みがあつたのかと思います。

教育長 結果的には、リース期間が残っても一遍に導入したことによって、かなりコストダウンができたというところがあります。

小林委員 そうですね。

教育長 一括購入というか、一括契約したところによってコストダウンはできました。ただ、パソコンも年々どんどん下がっているんで、今の時期に導入しなくてはいけないかどうかという議論も出ております。金額の面だけで導入の可否を決定することは、難しいものと考えております。

委員長 そのほかございますか。ただいまタブレットPCの導入、これは決まっておりますので、それとPCの今後についての報告をいただきました。教育委員会といたしましては、これを今後有用かつすばらしい展開に結びつくことを期待して、了承したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、次に移ります。

続いて、「平成26年度荒川区文化財保護審議会への諮問について」でございます。御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは「平成26年度荒川区文化財保護審議会への諮問について」でございます。

骨子でございます。区内祭礼を中心とする伝統行事に係る文化財保護のあり方について、荒川区文化財保護審議会へ諮問するため、報告するものでございます。

内容でございます。第1回の文化財保護審議会の日時でございますが、平成26年5月26日、来週の月曜日でございます。

諮問事項でございます。区内祭礼を中心とする伝統行事に係る文化財保護のあり方について、でございます。

理由ですが、区内には、さまざまな寺社の祭事や縁日、マチ・イエの行事等の伝統行事が伝承され、地域の神社の伝統行事・祭礼には、明治以前にその歴史や儀礼が遡る事例もあり、地域の生活文化の特徴、歴史を伝承するものといえます。地域社会が大きく変化を遂げる中で、これら伝統行事を区の文化財として保護する必要があるためでございます。

なお5月9日の教育委員会の定例会におきまして、報告いたしました荒川区登録文化財及び指定文化財4件に加えて、この件につきまして諮問するものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。御説明につきまして御質問ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 次は「『荒川区芸術文化振興プラン（改定版）』の策定について」でございます。

文化交流推進課長 「荒川区芸術文化振興プラン」の改定版の策定についてということで、子どもたちにも文化に触れていただくということで、また学校教育とのかかわりも強いものですから、今回、御報告をさせていただきます。

骨子でございます。「荒川区芸術文化振興プラン（改定版）」の素案がまとまったので報告するとともに、パブリックコメントを実施するものでございます。

策定の流れでございます。現行の「荒川区芸術文化振興プラン」、平成21年度から25年度の計画でございます。この計画期間が終了することから、必要な見直しを行い、「芸術文化振興プラン（改定版）」の素案を取りまとめました。

1の検討体制でございますけれども、こちらにつきましては平成25年度に学識経験者、関係団体代表者等で構成する懇談会を設置しまして、今後の芸術文化振興に向けた提言を受けたものでございます。さらに副区長、関係部長で構成する委員会を設置いたしまして、懇談会の提言を踏まえて計画素案を検討してまいりました。

2の区民意見の反映でございますが、計画素案につきまして広く区民に周知し、区民の意見を計画に反映させるためパブリックコメントを平成26年5月に実施する予定でございます。

素案の概要ですが、別紙の概要版を御覧ください。まず芸術文化振興プランの改定の目的でございますが、上から7行目のところでございます。「本プランは、区における一層の芸術文化振興を図るため、社会環境の変化や時代の潮流を踏まえるとともに、区民生活におけ

る芸術文化の役割、目指すべき方向性を再確認し、今後、区が取り組むべき推進の方向性を示すもの」でございます。

真ん中のところでございますが、芸術文化の振興により区が目指すものとして2点示させていただきました。「区民の幸福実感の向上」ということで、[区民の心を豊かにする]、[子どもたちの創造性を育む]。二つ目が「区の魅力の向上」ということで、[区への誇りと愛着を高める]、[コミュニティを育み、地域の活性化を図る]等としてございます。

次に、基本理念とキーワードでございますが、基本理念を「区民が主役の芸術文化の振興により区民の幸福実感を高め、荒川区の魅力を内外に発信することで、区民・生活・地域が芸術文化でつながるまちを創る」として、具体的な三つのキーワードとしまして、「芸術文化の裾野を広げる」、「芸術文化の水準をより高める」、「芸術文化でつなぐという」、「広げる」、「高める」、「つなぐ」の三つのキーワードを定めました。

恐れ入りますが、見開きを開いていただきたいと思えます。見開きのところでございますが、施策の体系でございます。芸術文化の振興により区が目指すもの、基本理念を踏まえまして、真ん中のところでございますが、基本目標として、1 区民の芸術文化活動を活性化、2 子どもの創造力を高める、3 芸術文化を未来に継承する、4 芸術文化で地域力を高める、5 荒川区の魅力を発信すると、五つの基本目標を定めまして、基本目標ごとに重点的に取り組むべき重点プロジェクトとしまして、施策の方向性の のところでございますが、これが重点プロジェクトということで一つ目が、「情報」や「活動の場」の提供、本物に触れる機会の充実、古くから伝わる文化を新たな価値観を持って伝え、関心・理解を高める取り組み等、基本目標ごとに重点プロジェクトを定めたものでございます。

また右のページでございますけれども、こちらにつきましては施策目標と主な取組を整理したものでございます。

最後のページでございます。計画期間でございますけれども、計画期間は平成26年度から平成30年度までの5カ年とします。芸術文化を取り巻く環境の変化や施策の進展に応じた見直し、改定を行ってまいります。

また、プラン推進に向けた取組でございます。1の推進体制の強化でございます。公益財団法人荒川区芸術文化振興財団との連携ということで、芸術文化活動を行う人々と結びつける役割の拡充を目指してまいります。また東京藝術大学との連携でございます。これまでの成果を踏まえて、さらに連携の強化を図ってまいります。

次に2の推進プログラムの充実でございます。(仮称)荒川区芸術文化推進会議を設置しまして、芸術文化推進に関するアドバイスをいただきます。また重点プロジェクトの推進ですが、こちらは先ほどの五つの重点プロジェクトの早期実現を目指します。3としまして情

報の積極的な公開、施策の進捗状況をホームページ等で公開していきます。

恐れ入りますが、A4の1枚目の最後の今後の予定でございます。既に5月21日からパブリックコメントを実施しているところでございます。6月上旬に計画案を策定いたしまして、6月下旬に計画を改定していきたいと考えてございます。

なお本件につきましては、今週の月曜日、5月19日の観光文化推進調査特別委員会に御報告をさせていただきました。その委員会におきまして、これまでの過去5年間の成果、検証はどうだったかという話がございました。本編の8ページからこれまでの取組の成果を記載し御報告をしたのですけれども、こういった検証、成果につきまして、あるいは数値目標等を出して報告するべきではないかというお話がありまして、本来であればきちんと検証をしてから新たなプラン、改定版を作成するべきではないかというような御意見をいただいたところでございます。

また、芸術文化につきましては検証を数値で表すというのはなかなか難しいところがございますけれども、新たな改定版では先ほど申しました推進会議を設置しまして、そこで年度ごとに御意見をいただきながら、検証等も含めて実施していきたいと考えてございます。

また、委員からは、文化的行事には相撲ですとか、そういった女性がなかなか入れないという文化があるというところなのですけれども、ぜひ文化芸術の分野でも女性の活用を図ってほしいという御意見がございました。

また、最近葛飾区の亀有で亀有交番の両津さんですとか、あるいはゲゲゲの鬼太郎ですとか、それから人気漫画のキャプテン翼の銅像を作っているところがありまして、荒川区でもそういった、ぜひ区外から人を呼び込めるようなものを作ってほしい、という御意見もありました。

なお先ほど文化財保護審議会の諮問についてということで、祭礼のお話もございました。この芸文プランにお祭りの記載がないというところで、地域の文化を継承している地域の祭りでもあるので、文化ではないかというようなお話もございました。

また、天王様の二天棒は大変珍しいものなので、観光資源としてPRをしていったらいいのではないかという話など、結構お祭りの話が出ました。その中でやはり区内の祭りの実態を調査すべきであろうと、おみこしがどのくらいあって、構成員はどのくらいいるのだという調査をするべきではないかという御意見もありました。ただ、天王祭、元三島神社、それから八幡様のお祭り、なかなか氏子の祭りというところもあり、宗教との関係等もあるので難しい面もあるのでは、という御意見もあったところでございます。区議会の先生方からは、このような内容の御意見がありました。

今後はパブリックコメントにより区民の皆さんのいろいろな意見を聞いて、6月に決定を

していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。どなたか御説明につきまして御質問ございますか。

青山委員 ちょうどこの文化振興プランの計画期間中に、2020年東京オリンピックの文化イベントが始まります。スポーツイベントは1年前からやるルールになっているのですが、文化イベントは3年前から実施する部分になっていますので、ぜひこの文化振興プランに基づいて活用すると思います。

委員長 ありがとうございます。そのほかよろしいですか。

小林委員 はい。

委員長 教育長、いいですか。

教育長 はい。

委員長 プランの中に「ウキウキする」というのが必要だと思うのです。お祭りでも「ウキウキする」よう、いろいろと団結をすると。だからどこか、例えば秩父夜祭りと連携するとか、何かどこかでそんなことができると、とてもいいのではないかな、キャッチフレーズで。文化はウキウキしてはいけなんでしょうか。

小林委員 いや、いいと思います。

委員長 そういうことも必要だと思います。この見開きを見ると少ないように思いますので。

では、よろしいですか。荒川区民が団結して、心を一つにできることと、隣のまちの人も来てくださって、みんなで楽しむという具合に大いに発展してくれるといいと思います。

予定しておりました案件は以上ですが、事務局より御連絡ございますでしょうか。

学務課長 その他とさせていただきます1件、御報告をさせていただきたいと思います。

お配りしている最後、日程表の1枚手前のペーパーでございます。教育委員会参考資料としてお配りしている「生活困窮者自立支援制度実施に伴う就学援助事業への影響等について」というペーパーについて簡単に御説明をさせていただきます。

前回の教育委員会におきまして、就学援助制度に関する生活保護法の改正による影響等について御説明をさせていただきました。就学援助事業につきましては、認定基準として生活保護の基準の約1.2倍ということを基準に支給しておりますが、このたび平成25年8月から生活保護基準切り下げがあった関係での就学援助に関する影響等についての今後の考え方について、最初の素案として御報告をさせていただきました。

その際に青山委員から御質問をいただいた点について、その場で回答できませんでしたので、改めて本日御報告をさせていただくものでございます。

御指摘としては、生活困窮者自立支援法、平成27年4月実施でございますが、先日、御

説明した中で、就学援助事業における生活保護法見直しの影響について、全23区のうち荒川区を含め20区につきましては、今年度の就学援助支給に用いている基準が25年4月1日の基準を用いております。生活保護基準切り下げ前の基準を使っているために、特に平成26年度就学援助の支給基準についての見直しは行わない、通常どおりの支給を行っております。残る3区につきましては、生活保護法の改正後の基準を用いているということで、就学援助事業への影響が出得るということで御説明いたしました。その詳細について、その場で御説明できませんでした。青山委員から御指摘いただいたのは、生活困窮者自立支援法、これが生活保護法の改正と一体であるという点から、この生活困窮者自立支援法は平成27年4月1日の施行があって初めて全体制度が整うもので、見直し後の基準を就学援助に早速適用するというのが果たして適切かどうかという御質問、御提言をいただいたところで

す。
改めて確認させていただいたところ、この見直し後の基準を用いる3区のうち、まず25年8月1日基準を用いる1区につきましては、見直し後の基準を使いますが、係数を計算上変えまして、従来の支給基準を維持するというので、影響が出ないように配慮するというのでございます。

それから26年4月1日の基準を使う残り2区のうち1区についても、同じように係数変更により対応することで実質的には影響を出さないと。ただ、残る1区については特に対応しないということで、生活保護法の切り下げの影響をそのまま適用するということになってございます。青山委員が御指摘のとおり、生活困窮者自立支援法につきましては生活保護費、保護基準の切り下げで、その結果、生活保護の対象とならない人、それから生活保護から脱却した人について、改めて生活保護レベルに、再び生活保護に頼ることのないように、例えば自立相談であるとか就労相談であるとか、そのようなセーフティネットの整備、その他支援をあわせてすることで、全体として生活保護からのできる限りの脱却ということで支援する法律でございまして。それが27年4月ということで、全体の法整備はやはり27年、これがあって初めてだという御指摘そのものでございます。ただ、1区につきましては、そのような対応ということで、3区のうち対応が2区と1区にさらに分かれているという点でございまして、その点につきまして、本日御報告、補充説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

青山委員 はい、了解しました。

委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

教育長 荒川区では今年度は、25年4月1日の基準を用いています。27年4月1日以降の

対応につきましては、今後のさまざまな状況を見据えた上で、教育委員会にお諮りさせていただきたいと思っております、それまでの間は先日も申し上げましたように、これまでどおりの対応をしていきたいと思っております。

委員長 そのほか御意見ございませんでしょうか。

なければいいですか、教育委員会の第10回定例会を閉会いたします。

了